

海幕経第171号
令和7年3月24日

各 地 方 総 監
大 湊 地 区 総 監
第 1 術 科 学 校 長 殿
補 給 本 部 長
艦船、航空補給処長

海上幕僚監部総務部長
(公 印 省 略)

原価監査に関する事務処理要領について（通知）

標記について、別冊のとおり通知する。
なお、令和7年3月24日から実施する。

添付書類：別 冊

写送付先：第4術科学学校長

各基地隊司令

各防備隊司令

父島基地分遣隊長

稚内基地分遣隊長

第24航空隊司令

各航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令を除く。）

各基地分遣隊長

松前警備所長

海幕経第171号（令和7年3月24日）別冊

原価監査に関する事務処理要領

海上幕僚監部総務部

原価監査に関する事務処理要領

目 次

1	総 則-----	1
(1)	趣 旨-----	1
(2)	用語の定義-----	1
(3)	原価監査の基準及び範囲-----	1
2	原価監査の適用基準-----	2
3	原価計算規則の確認等-----	2
4	原価監査命令等-----	3
5	原価監査の準備-----	3
(1)	実績の調査-----	3
(2)	契約相手方との協議-----	3
(3)	原価監査実施要領の作成-----	4
(4)	原価監査実施の通知-----	4
6	原価監査の実施-----	5
(1)	通 則-----	5
ア	容認の基準-----	5
イ	否認の基準-----	5
ウ	保留の基準-----	5
エ	コスト変動調整率の取扱い-----	6
オ	原価監査の完了時期-----	6
(2)	原価計算規則の運用状況の調査-----	6
(3)	原価監査の方法-----	6
(4)	フロアチェックの実施-----	7
(5)	原価監査実施の特例-----	7
7	原価監査に応じない場合等の措置-----	7
8	原価監査の報告-----	7
9	原価監査報告書以外の報告-----	8
10	原価監査の依頼等-----	8
(1)	監督官等への支援依頼-----	8
(2)	他の経理部長等への依頼-----	8
11	委任規定-----	9
12	経過措置-----	9

別紙第 1	代金の中途確定に関する特約条項-----	10
別紙第 2	契約履行後における代金の確定に関する特約条項-----	14
別紙第 3	超過利益の返納に関する特約条項-----	17
別紙様式第 1	原価計算規則確認（変更承認）申請書-----	21
別紙様式第 2	原価監査（変更）命令書-----	22
別紙様式第 3	原価監査実施通知書-----	23
別紙様式第 4	実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書、 契約金額超過見込計算書-----	24
別紙様式第 5	原価監査報告書-----	26
別紙様式第 6	原価監査支援依頼書-----	29
別紙様式第 7	原価監査（支援）回答書-----	30
別紙様式第 8	原価監査依頼（変更）書-----	31
別紙様式第 9	原価監査の疑義に関する協議書-----	32
別紙様式第 10	原価監査の疑義に関する回答書-----	33
別紙様式第 11	原価監査結果通知書-----	34

1 総 則

(1) 趣 旨

この要領は、海上自衛隊で調達する装備品等及び役務に係る契約の原価監査事務に関し、契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（防経装第4627号。25. 3. 29。以下「次官通達」という。）及び契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策実施要領に関する細部事項について（装管調第82号。27. 10. 1。以下「装備庁長官通知」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものである。

(2) 用語の定義

この要領における用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、次官通達及び装備庁長官通知に定めるところによる。

ア 原価監査 契約条項等に基づき、実際原価又は実際価格に関し諸記録を調査し、必要に応じ事実を確認して当該実際原価又は実際価格の適否の審査を行うことをいう。

イ 契約担当官等 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第3条に定める契約担当官等をいう。

ウ 経理部長等 前イのうち、各地方総監部経理部長、大湊地区総監部経理部長、補給本部経理部長、艦船補給処管理部長及び航空補給処管理部長をいう。

エ 契約条項等 海上自衛隊契約規則第34条に定める契約一般条項、特約条項、特殊条項並びに協定書、覚書、申立書その他契約に関する書類及び海上自衛隊契約規則第14条に定める仕様書等をいう。

オ 事業基準 調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第4条第3項に定める事業基準をいう。

カ 実際原価 契約相手方が事業基準に基づいて、契約履行のために支出又は負担した財貨の実際消費量をもって計算した原価をいう。

なお、実績原価（実際原価のうち、原価監査により適正と認めた原価をいう。）と明確に区分する。

キ 実際価格 実際原価に契約条項等に規定する付加費用及び利益を加えた価額をいう。

なお、実績価格（実績原価に契約条項等に規定する付加費用及び利益を加えた価格をいい、契約金額確定の基準となる価格）と明確に区分する。

ク 内部証拠 契約相手方の内部に求めることができる証拠資料をいう。

(3) 原価監査の基準及び範囲

ア 原価監査の基準は、次官通達、装備庁長官通知、契約条項等及びこの要領に定めるもののほか、海上幕僚監部総務部経理課長（以下「海幕経理課長」という。）が定めるものとする。

イ 原価監査の範囲は、第5項第3号の原価監査実施要領で定めるところによるものとする。

2 原価監査の適用基準

(1) 次のいずれかの理由によりあらかじめ契約代金を確定することが契約相手方に不当の利益を生ずるおそれがある場合、原価監査付契約とすることができる。

ア 初めて実施する艦船の改造等、原単位計算を適正に行うため必要な資料、計算価格の計算項目のそれぞれの単位価格についての標準的資料その他原価計算に必要な資料が十分に得られない場合

イ 製造等の期間が1年を超え、当該期間中に材料の価格、所要工数、経費率等の計算項目又は計算要素に相当の変動が予測され、また、当該変動の内容を適正に把握することが困難である場合

ウ 契約の性質上標準的作業量を適正に把握することが困難である場合

エ その他、海上幕僚監部総務部長又は契約担当官等が必要と認めた場合

(2) 前号により原価監査付とした契約は、その内容に応じ別紙第1から別紙第3により、次のいずれかの特約条項を付すものとする。

ア 代金の中途確定に関する特約条項

イ 契約履行後における代金の確定に関する特約条項

ウ 超過利益の返納に関する特約条項

(3) 契約担当官等は、原価監査付契約の締結に当たってはその必要性を十分に吟味し、原価監査付契約としなければならない理由を明確にし、記録を残すものとする。また、原価監査の範囲を契約の全てではなく必要最小限とする等、原価監査事務の煩雑化を避けるよう留意するものとする。

3 原価計算規則の確認等

(1) 契約課長は、前項第2号の特約条項に基づき、原価計算の実施に関する規則（以下「原価計算規則」という。）を別紙様式第1の原価計算規則確認申請書により契約相手方に提出させ、これを原価計算課長に送付するものとする。

(2) 前号の原価計算規則確認申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。

ア 原価計算手続（原価部門表、原価費目表、配賦基準表等を含む。）

イ 経理規定

ウ 原価計算制度系統図及び原価計算書類系統図

エ 職制表及び会社組織図

(3) 原価計算課長は、申請の内容を審査の上、必要があると認めるときは意見を付し、契約課長を経由して経理部長等の確認を受けるものとする。

(4) 経理部長等の確認後、契約課長は確認番号及び年月日を記入し、契約相手方に送付するものとする。

(5) 契約相手方から原価計算規則の変更の申出があった場合、契約課長は、別紙様式第1に次に掲げる書類を添えて提出させるものとする。

ア 第2号に掲げる書類のうち、変更後のもの

イ アの変更部分の対比表

ウ 変更を必要とする理由

エ 変更による契約金額等への影響

オ その他参考となる事項

(6) 以後の手続は第3号及び第4号を準用するものとし、「経理部長等の確認」とあるのは「経理部長等の承認」と読み替えるものとする。

(7) 契約相手方が他の契約担当官等（この号において海上自衛隊以外の防衛省内の契約担当官等を含む）の確認又は承認を受けたことを証する書類を提出することで、第1号から第6号の手続に代えることができる。

4 原価監査命令等

(1) 経理部長等は、原価監査付契約を締結した場合、速やかに契約課長に原価監査命令書を作成させ、原価計算課長に原価監査を命ずるものとする。

(2) 前号の原価監査命令書は、別紙様式第2によるものとする。

(3) 命令を受けた原価計算課長は、当該契約の原価監査を行う隊員を選定し、経理部長等による原価監査官の指定を受けるものとする。

(4) 前号の指定は、職務指定簿による。

5 原価監査の準備

原価計算課長は、原価監査命令書の受領後速やかに、契約条項等その他原価監査の実施について必要な事項を確認するほか、次の各号に定めることを行わなければならない。

(1) 実績の調査

ア 原価監査命令書の内容と同種又は類似する原価監査の実績の有無を調査するものとする。

イ アの調査の結果、実績のある場合には、原価監査を行うに当たり当該実績の報告書及び関係記録を参考にするものとする。

(2) 契約相手方との協議

原価監査を円滑に行うため、次号の原価監査実施要領の作成に先だち次に掲げる事項について契約相手方と協議を行うものとし、協議の結果、契約相手方から必要な手続を求められた場合は、原価計算課長はこれに応じるものとする。

ア 契約条項等の記載内容の解釈

イ 原価監査の実施範囲（原価監査の費目の範囲及び原価監査の対象期間）

ウ 原価費目の取扱い及び原価集計の方法等

エ 原価監査の日程

- オ 原価計算規則の運用状況調査に係る事項
 - カ 原価監査に必要な内部証拠資料（記録媒体を含む）の閲覧及び複写に係る事項並びに提出期日等
 - キ 原価監査に必要な契約相手方の作業現場への随時立入りに係る事項
 - ク 契約相手方の情報システムの内容に係る事項
 - ケ 前号の情報システムに係るログ（履歴）の内容に係る事項
 - コ 下請負者の原価監査に関する事項
 - サ その他必要な事項
- (3) 原価監査実施要領の作成
- ア 前号の協議の後、速やかに原価監査実施要領を作成し、経理部長等の承認を受けるものとする。
 - イ 原価監査実施要領には、次に掲げる事項のうち原価計算課長が必要と認めたものを記載するものとする。
 - (ア) 調達要求番号
 - (イ) 契約番号
 - (ウ) 件 名
 - (エ) 契約相手方の名称
 - (オ) 契約方法（適用した特約条項）
 - (カ) 原価監査の費目の範囲
 - (キ) 原価監査の対象期間
 - (ク) 原価監査の日程
 - (ケ) 原価監査の手順
 - (コ) 原価計算規則の運用状況調査に関する事項
 - (サ) フロアチェックの実施に係る手順
 - (シ) 原価監査実施上考慮すべき事項
 - a 前払金の調査
 - b 監督官又は検査官に支援を依頼する事項
 - (ス) その他必要事項
- (4) 原価監査実施の通知
- 原価監査の実施に先立ち、契約相手方に対し別紙様式第3により次に掲げる事項について通知し、原価監査の実施について協力を求めるものとする。
- ア 事前に提出する書類の名称、内容及び様式並びに提出期限
 - イ 原価監査の日程及び提示を求める内部証拠資料
 - ウ 原価計算規則の運用状況の調査
 - エ その他原価監査の実施において、契約相手方が処理等を要する事項

- (5) 前4号は、契約相手方が同一である場合、複数の契約についてまとめて行うことができる。

6 原価監査の実施

(1) 通 則

ア 容認の基準

契約相手方（原価監査の対象とする下請負者を含む。以下同じ。）が契約の履行のため支出し、又は負担した費用であって次に該当する場合には、原価として容認するものとする。ただし、契約条項等において、特に容認すべき事項として原価費目、原価の賦課又は配賦等を定めたものにあつては、当該事項に関しては、その定めたところによる。

- (ア) 每期継続して適用され、かつ、すべてのものに対して公正に同一の基準により実施されるものであつて、継続性の原則及び単一性の原則に従つて処理されたもの。
- (イ) 計算手続が正当かつ正確であつて、真実性の原則及び発生主義の原則に従つて処理されたもの。
- (ウ) 計算額の賦課又は配賦が証拠書類その他の資料によつて証明されるもの。
- (エ) 正常な状態における経営活動を前提として発生したもの。

イ 否認の基準

この号アの容認の基準に該当しないもの、又は契約条項等において特に否認事項として定めたもののほか、次に該当する場合は、原価として否認するものとする。

- (ア) 事業の経営目的に関連しないと認められるもの。
- (イ) 異常事態であると認められるもの。
- (ウ) 装備品等及び役務の調達の特性上、関連しないと認められるもの。
- (エ) その他利益をもって支弁することを適当とするもの。

ウ 保留の基準

次に該当する場合は、容認又は否認の判定を保留し、保留額とするものとする。ただし、(ア)に該当する場合には、契約相手方の意思に反して、否認額を正当化する資料、証拠等を提出若しくは提示させ、又は説明させてはならない。また、(ウ)に該当する場合には、契約相手方の意思に反して、原価性を認めた費用を特定の製品又は契約ごとに直接的に集計し直させてはならない。

- (ア) 否認額とすることを適当と認められるときで、契約相手方の合意を得られないもの。

- (イ) 未確定金額に係る仮計上額で、後日確定するもの又は未確定事項として後日確定することが適当であるもの。
- (ウ) 原価性を認めたもので賦課額又は配賦額を決定することが困難であるもの。

エ コスト変動調整率の取扱い

コスト変動調整率の取扱いは、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）（装管原第83号。27.10.1）第14項第2号の規定による。

オ 原価監査の完了時期

この項第3号アに定める書類を受領した日から1か月以内を目途に原価監査を完了するものとする。ただし、特約条項に定める代金の確定目途日に留意しなければならない。

(2) 原価計算規則の運用状況の調査

ア 原価計算課長は、原価監査を効果的に実施するため、契約相手方の会計処理が第3項により確認又は承認を受けた原価計算規則に定められたとおりに実施され、発生原価が適正に把握できるか否かを調査する。

イ 調査の結果、適正と認められない事項が判明した場合には、その是正改善等の措置を講ずるものとする。

(3) 原価監査の方法

原価監査は、次に定めるところにより行うものとする。

ア 第5項第4号の通知に記載した期日までに、契約相手方に次のいずれか及び関係書類を提出させ、これに基づいて行うものとする。

(ア) 代金の中途確定に関する特約条項を付した契約に係るものであるときは、実際原価計算書及び確定計算価格見積書

(イ) 契約履行後における代金の確定に関する特約条項を付した契約に係るものであるときは、実際価格計算書

(ウ) 超過利益の返納に関する特約条項を付した契約に係るものであるときは、実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書

イ 原価監査対象期間の中途において、必要に応じて契約相手方から実際原価に関する資料を提出させ、これに基づいて原価監査を実施することができるものとする。

ウ 実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書及び契約金額超過見込計算書の様式は、別紙様式第4による。

エ 第1項第3号の原価監査の基準及び範囲に基づき、諸記録の調査及び事実の確認を行い、当該実際原価又は当該実際価格について第1号に定める容認、否認又は保留の基準に従い適正に区分するものとする。

オ エの規定により区分した結果、実際原価が契約の締結時に予定していた原価に対して大幅にかい離している場合には、その要因について調査及び確認を行うものとする。

カ オに規定する調査及び確認について、契約相手方に分析を依頼する場合には、契約相手方が契約の締結前に見積もった価格又は契約の締結後に原価の管理等の目的で再度見積もった価格と実際価格との比較によるものとし、契約相手方にとって過度に負担となるものであってはならない。また、契約相手方が原価の管理等を行っている場合には、当該管理資料を活用するなど、効率的な原価監査の実施に努めるものとする。

(4) フロアチェックの実施

原価計算課長は、原価監査の対象となる契約相手方に対し、計上された工数の正確性を審査するため、別に定めるところにより、フロアチェックを実施するものとする。

(5) 原価監査実施の特例

原価計算課長は、超過利益の返納に関する特約条項を付した契約において、契約相手方が提出した実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施中に、容認した実績原価から超過利益がないと認められるときは、以後の原価監査を打ち切ることができる。

7 原価監査に応じない場合等の措置

(1) 原価計算課長は、原価監査の実施に当たり、契約相手方が原価監査の実施について規定した契約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又は当該契約条項に定める債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合には、経理部長等に報告するものとする。

(2) 前号の報告を受けた経理部長等は、速やかに海幕経理課長に通知するものとする。

(3) 第1号に定めるほか、契約相手方が協力せず原価監査を実施できなかった場合は、原価計算課長は査定により契約相手方がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

8 原価監査の報告

(1) 原価監査報告書の作成

原価計算課長は、原価監査を完了した場合または第6項第5号の規定により原価監査を打ち切った場合は、次に掲げる書類を添付して別紙様式第5により原価監査報告書を作成し、契約課長を経て経理部長等に報告するものとする。

ア 第6項第3号アにより契約相手方に提出させた書類

イ 第6項第3号オに該当する場合、要因を確認した書類

ウ 契約条項等又は原価監査実施要領で特に指定した書類

(2) 保留事項の処置

原価監査において保留とした事項がある場合、特段の事情がある場合を除き、原価計算課長は保留事項を適切に処置した後でなければ前号の報告を行ってはいならない。ただし、保留事項の処置の方針について経理部長等の承認を得た場合を除く。

9 原価監査報告書以外の報告

原価計算課長は、原価監査を実施中に次の各号に掲げる事実を発見した場合には、速やかに経理部長等に報告し、指示を受けるものとする。

- (1) 契約相手方の採用している会計制度等が、適正な原価の確認に重大な支障を及ぼすと認めた場合
- (2) 契約の前提となった諸条件に著しい変動を生じた場合
- (3) 契約条件の表現等に不具合があり、かつ、契約条項等又は契約金額の改訂を行う必要があると認めた場合
- (4) 契約条件等に関して契約相手方の認識が官側と相違し、原価監査に重大な支障が生じるおそれがあると認めた場合
- (5) 今後の契約の原価に重大な影響を及ぼすと認められる事実を発見した場合

10 原価監査の依頼等

(1) 監督官等への支援依頼

ア 経理部長等は、特に必要と認めた場合、監督官、検査官に原価監査への支援を求めることができる。ただし、当該契約の給付の完了の確認をするため必要な検査を終え、監督官、検査官がその任を解かれている場合、別紙様式第6により当該隊員が所属する部隊等の長に依頼するものとする。

イ 依頼を受けた部隊等の長は、別紙様式第7により、支援させる隊員の所属、階級及び氏名を経理部長等に通知するものとする。

ウ 原価計算課長は、原価監査中に必要があると判断した場合は、アの依頼の有無に関わらず、電話等により監督官、検査官に意見を求めることができる。

(2) 他の経理部長等への依頼

ア 経理部長等は、契約相手方の作業現場が他の経理部長等の近傍にある等、原価監査の効率化が図れると判断した場合は、他の経理部長等に原価監査を依頼することができる。この場合の手続は、次による。

(ア) 原価監査付契約を締結した経理部長等（以下「依頼元」という。）は、第3項に定める原価計算規則の確認後、別紙様式第8により他の経理部長等（以下「依頼先」という。）に原価監査を依頼するものとする。

(イ) 依頼先は、別紙様式第7により依頼元に回答するものとし、別紙様式第7のあて先、発簡元は依頼元、依頼先と読み替えるものとする。

- (ウ) 以降の処理は、第4項から前項までの手続を準用する。このとき、第4項第1号の「原価監査付契約を締結した場合」とあるのは「原価監査依頼を受けた場合」と読み替えるものとする。
- (エ) 依頼元は、依頼先が必要とする所要の協力を行わなければならない。
- (オ) 依頼先は、契約条項等その他原価監査を行うに当たり疑義を生じた場合、別紙様式第9により依頼元と協議するものとする。
- (カ) 前(オ)により協議を受けた依頼元は、その内容を確認し、速やかに別紙様式第10により回答しなければならない。
- (キ) 依頼先は、別紙様式第11により、原価監査の結果を依頼元に通知するものとする。
- (ク) 前(キ)の通知を受けた経理部長等は、当該内容について原価計算課長にその適否を審査させるものとする。
- イ 経理部長等以外の契約担当官等が原価監査付契約を締結した場合、原則として当該契約担当官等の所在地を警備区域として所掌する地方総監部（所在地が北海道及び青森県である場合は大湊地区総監部）の経理部長等に原価監査を依頼するものとする。この場合の手続は、ア(ア)～(ク)を準用する。
- ウ 経理部長等は、必要と認める場合は他の経理部長等に原価監査への支援を依頼することができる。この場合の手続は前号アを準用することとし、別紙様式第6、第7のあて先、発簡元は依頼先、依頼元と読み替えるものとする。

11 委任規定

- (1) この要領の実施に際し必要な事項は、海幕経理課長が定めるものとする。
- (2) 経理部長等は、この要領及び前号に定める事項のほか、契約相手方の原価計算規則に則した原価監査手順書その他の必要事項を定めることができる。

12 経過措置

この要領の施行日前に、原価監査に関する事務処理要領（海幕経第5734号。

- 1. 12. 5) 別冊第1により行われた措置は、この要領により行われた措置とみなす。

代金の中途確定に関する特約条項

甲及び乙は、代金の中途確定に関し、次の特約条項を定める。

(代金の中途確定)

第 1 条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項の定めるところに従い、契約履行の中途において確定するものとする。

(確定計算価格)

第 2 条 この契約において「確定計算価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用及び支出し、又は負担すべき費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 確定計算価格は、別紙の確定計算価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算し、甲乙協議して確定するものとする。

(確定代金)

第 3 条 確定計算価格が契約金額に達しない場合は当該確定計算価格をもって、これに等しいか、又はこれを超える場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により確定計算価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該確定計算価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

(資料の提出)

第 4 条 乙は、計算基準及び計算規則に基づいて 年 月 日までに実際原価計算書を、 年 月 日までに確定計算価格見積書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は前項の実際原価計算書及び確定計算価格見積書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料及び乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担すべき費用の見積りの根拠を示した資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第 5 条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第6条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際原価計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。
- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。
- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第7条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際原価計算書及び確定計算価格見積書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第8条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合

を含む。)に際して必要と認める作業現場(製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査(資料を複写して行う監査を含む。)
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ(履歴)を取得して行う監査
 - (4) 作業員等(監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。)から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック(作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。)を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

(適用する経費率との関係)

第9条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率(加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。)について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価(甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率(調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第35号)第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(紛争の処理)

第10条 確定計算価格の金額について、第3条第3項の期日後相当期間経過したにもかかわらず甲乙間の協議が整わない場合は、甲は、甲が適当と認める金額を確定計算価格とみなして代金を確定し、これを乙に支払うものとする。

- 2 乙が前項の確定計算価格の金額に不服がある場合は、契約条項の紛争の解決に関する規定を適用する。

契約履行後における代金の確定に関する特約条項

甲及び乙は、契約履行後における代金の確定に関し、次の特約条項を定める。

(代金の確定)

第1条 乙に支払われる代金の金額は、この特約条項の定めるところに従い、契約履行後において確定するものとする。

(実績価格)

第2条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

(確定代金)

第3条 実績価格が契約金額に達しない場合は当該実績価格をもって、これに等しいか、又はこれをこえる場合は契約金額をもって乙に支払われる代金として確定する。

2 前項の規定により実績価格をもって代金を確定する場合は契約金額を当該実績価格の金額に変更する措置をとるものとし、契約金額をもって代金を確定する場合は契約金額に増減がない旨を確認する措置をとるものとする。

3 代金の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。

(実際価格計算書及び資料の提出)

第4条 乙は、 年 月 日までに計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の実際価格計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の確認等)

第5条 乙は、契約締結後速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第6条 甲は、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

- 2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

- 3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

- 4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第7条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

- (1) 実際価格計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項
- (2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項
- (3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項
- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項

(原価監査の実施に係る保障)

第8条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条におい

て同じ。)、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
 - (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。

（適用する経費率との関係）

- 第9条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。
- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算定したものに限る。）を適用して算出した総原価をいう。）をもって実績として扱うものとする。

超過利益の返納に関する特約条項

甲及び乙は、超過利益の返納に関し、次の特約条項を定める。

(超過利益の返納)

第 1 条 乙は、この契約の履行により適正利益をこえる利益（以下「超過利益」という。）を得た場合は、この特約条項の定めるところにより当該超過利益に相当する金額を甲に返納するものとする。

(適正利益)

第 2 条 この契約において「適正利益」とは、別紙の実績価格に関する計算基準における計算項目の利益に相当する金額（別表に別段の定めのあるときは同表に定める金額）をいう。

(実績価格)

第 3 条 この契約において「実績価格」とは、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額をいう。

2 実績価格は、別紙の実績価格に関する計算基準（以下「計算基準」という。）及び乙の原価計算の実施に関する規則（以下「計算規則」という。）に基づいて計算する。

3 前項の規定による実績価格の確定は、 年 月 日までに行うことを目途とする。ただし、甲が第 5 条第 1 項ただし書に定める通知をした場合、その他原価監査を打切った場合は、実績価格の確定は行わないものとする。

(超過利益)

第 4 条 超過利益は、契約金額から実績価格を控除した金額とする。

(計算書等の提出)

第 5 条 乙は、契約の履行後 月以内に計算基準及び計算規則に基づいて実際価格計算書を作成し、甲に提出するものとする。ただし、甲が次項により提出された契約金額超過見込計算書に基づき原価監査を実施した結果超過利益がない旨通知した場合は、この限りでない。

2 乙は、この契約の履行の途中において、この契約履行のために支出し、又は負担した費用に適正利益を加えた金額が契約金額を超過した場合は、計算基準及び計算規則に基づいて契約金額超過見込計算書を作成し、甲に提出することができる。

3 甲は、第 1 項の実際価格計算書又は、前項の契約金額超過見込計算書のほか、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した費用を証する書類その他当該

費用を確認するための資料を必要とする場合は、乙にその提出を求めることができる。

(計算規則の承認等)

第6条 乙は、契約締結後、速やかに契約締結時の計算規則を甲に提出し、その確認を受けなければならない。

2 乙は、契約締結時の計算規則の全部又は一部を変更しようとする場合は、その理由を付して甲に申請し、その承認を受けなければならない。

3 乙は、原価に影響のある社規、社則、通達、制度、会計手続等を新設し、又は変更した場合は、速やかに甲に報告しなければならない。

4 前3項の規定は、乙が既に他の甲との契約において当該事項に関し甲の確認若しくは承認を受け、又は甲に報告している場合は、適用しない。

(原価監査)

第7条 甲は、乙がこの契約履行のために支出し、又は負担した費用を確認し、その適否を審査するため、乙が提出した実際価格計算書又は、契約金額超過見込計算書その他の資料に基づいて原価監査を実施するものとする。

2 甲は、原価監査を実施するため及びこれに関して必要な調査を行うため必要があると認めた場合は、甲の指名する原価監査官を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣するものとする。ただし、下請負者の営業所、工場その他の関係場所については、あらかじめ乙の同意を得たものに限る。

3 原価監査官の派遣及び原価監査官の職務の遂行については、契約条項の職員の派遣及び調査に関する規定を適用する。

4 甲は、乙が原価監査の実施に協力しないため、原価監査を実施することができなかった場合は、査定により乙がこの契約の履行のため支出し、又は負担した費用の金額を決定することができる。

(原価監査の実施項目)

第8条 甲は、原価監査において、次の各号に掲げる事項を監査することとし、乙はこれに応じなければならない。

(1) 実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書に記載された計算項目及び計算要素並びに製造原価の額と原価元帳等に記帳された額との符合、原価監査官がサンプルとして抽出した原始伝票等の証拠書類の額と原価元帳等に記帳された額との符合その他の帳票類の会計処理に係る事項

(2) 直接材料をこの契約において使用された材料として関係付けることの適正性、残余材料や仕損材料の会計上の管理の適正性その他の直接材料費の計上に係る事項

(3) 直接工数をこの契約に係る工数として関係付けることの適正性、計上された工数と作業指示書等の実態との整合性その他の加工費の計上に係る事項

- (4) 直接経費をこの契約に直課することの適正性、間接経費並びに一般管理及び販売費との区分けの適正性その他の直接経費の計上に係る事項
- (5) 複数の契約間での工数の付替えその他の契約案件間での関係性に係る事項
- (6) その他原価監査を行う上で必要となる事項
(原価監査の実施に係る保障)

第9条 甲は、前条各号に掲げる事項を確認するため、次の各号に掲げる監査を行うものとし、乙は、甲に対し、甲が原価監査（次項のフロアチェックによる場合を含む。）に際して必要と認める作業現場（製造現場、設計現場及び試験・検査現場並びにこれらの現場に関する原価管理を行う現場をいう。以下この条において同じ。）、資料、情報システム等へのアクセスを認める等その円滑な実施を保障するものとする。

- (1) 帳票類、作業指示書、社内原価計算規則等の資料による監査（資料を複写して行う監査を含む。）
 - (2) 関係する情報システムに直接アクセスして行う監査
 - (3) 前号の情報システムに係るログ（履歴）を取得して行う監査
 - (4) 作業員等（監査対象となる事業所において業務に従事する委託先の所属員を含む。以下この条において同じ。）から直接に説明を聴取して行う監査
- 2 甲は、前項の監査の一環として、契約の履行期間中、事前に通知又は調整することなく、フロアチェック（作業現場において、作業員等から作業内容について直接に説明を聴取するとともに、聴取内容を作業指示書、帳票類等と突合して行う確認作業をいう。次項において同じ。）を随時実施することができる。
- 3 乙は、フロアチェックを含む原価監査の円滑な実施のため、甲があらかじめ指定する原価監査官に対し、この契約に係る作業現場への随時の立入許可を契約履行期間中常続的に与えるものとする。
(適用する経費率との関係)

第10条 甲は、乙がこの特約条項に同意せず、若しくはその一部若しくは全部の適用に応じなかった場合又はこの特約条項に定める乙の債務の一部若しくは全部を履行しなかった場合は、乙に関して別に定める経費率（加工費率、一般管理及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。）について、原価計算システムの適正性が不十分であるリスクを考慮した算定を行い、又は必要な調整を加えることができる。

- 2 甲は、原価監査に当たって乙が求めたときは、この特約条項並びに資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項に定める乙の債務についての不履行が確認されない限り、乙の実際の総原価（甲が原価監査によって確認した適正な原価に、乙の実際の経費率（調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号）第36条に規定する非原価項目を除くなどして算

定したものに限る。)を適用して算出した総原価をいう。)をもって実績として扱うものとする。

(超過利益の返納の請求等)

第11条 甲は、乙に超過利益が生じた場合は、期限を指定して当該超過利益相当額の返納を乙に請求するものとする。

2 乙が、期限までに返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(契約担当官等)

殿

会社名
代表者名

原価計算規則確認（変更承認）申請書

契約番号.....件名.....の特
約条項第 条に基づき弊社原価計算規則について、関係書類を添え別添のとおり
提出いたしますので確認（変更承認）願います。

上記契約に係る原価計算規則について、下記条件を付して
確認（変更承認）する。

記

1

2

確認（承認）番号 第 号
年 月 日
(契約担当官等)

※：特に条件がない場合、「下記条件を付して」を削除する。

別紙様式第2

発簡番号

発簡年月日

原価計算課長

殿

契約担当官等

原価監査（変更）命令書

次のとおり原価監査を命ずる。

1	調 達 要 求 番 号	
2	契 約 番 号	
3	件 名	
4	契 約 金 額	
5	契 約 相 手 方	
6	契 約 年 月 日	
7	履 行 期 限	
8	契 約 方 法	
9	報 告 書 提 出 期 限	
10	そ の 他	
※		

添付書類： 1 契約書（写）（特約条項を含む。）
2 仕様書
3 予定価格調書（写）（算定に用いた見積書等を含む。）

※ 原価監査命令を変更する場合は、その他欄に変更内容を記載し、他の項目は変更がなければ「変更なし」とする。

会社名

代表者名 殿

契約担当官等

原価監査実施通知書

次のとおり原価監査を実施するので、通知いたします。

1 契約番号及び件名

2 提出いただく資料及び提出期限

※1 実際原価計算書（ 年 月 日）

3 原価監査実施日程

※2 年 月 日（曜日）～ 年 月 日（曜日）

4 提示いただく資料

ア 製造指図書

イ 原価元帳

ウ 関係する帳簿及び伝票類

※3

5 原価計算規則の運用状況の調査について

6 原価監査官

※4	〇〇地方総監部	原価計算課長	防衛事務官	〇〇	〇〇
	同	原価計算課原価計算係員	1等海曹	〇〇	〇〇

※1 特約条項に応じ、「実際原価計算書」「実際価格計算書」「実際価格計算書又は契約金額超過見込計算書」のいずれかを記載する。

※2 日程の始期は、契約年月日とする。

※3 必要な書類がある場合、適宜追加する。

※4 原価監査官の所属、階級、氏名を記載する。

※ 実際原価計算書

調達要求番号：

契 約 番 号：

件 名：

契 約 金 額：

会社名

代表者名

原 価 費 目	金 額	備 考

添付書類：製造原価突合表

※ 実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書、契約金額超過見込計算書のうち、該当する書類名を記載する。

製 造 原 価 突 合 表

原 価 費 目	原 価 元 帳 計 上 額	調 整 額	実 際 原 価 計 算 書 等 計 上 額
1 直接材料費			
2 加工費			
3 直接経費			

注：1 調整額は原価元帳計上額と実際原価計算書等計上額との差額とし、調整額の計上を必要とする理由及び算出根拠の明細書を添付すること。

2 調整額のない場合は本表の作成は必要としない。

(契約担当官等)

殿

原価計算課長

原価監査報告書

1 原価監査対象契約の概要

- (1) 命令番号
- (2) 調達要求番号
- (3) 契約番号
- (4) 件 名
- (5) 契約金額
- (6) 契約相手方
- (7) 契約年月日
- (8) 履行期限

2 原価監査の概要

- (1) 範 囲
- (2) 原価監査官氏名及び担当区分
- (3) 期 間
- (4) 実施手続
- (5) 結 果
 - ア 容認額
 - イ 否認額
 - ウ 保留額

3 意見限定を要する事項

- 添付書類： 1 原価監査総括表
2 否認額内訳表
3 保留額内訳表
4 ※

※ 特約条項に応じ、実際原価計算書、確定計算価格見積書、実際価格計算書、契約金額超過見込計算書のいずれかを記載する。

原 価 監 査 総 括 表

原 価 費 目	会社計上額	容 認 額	否 認 額	保 留 額

否 認 額 （ 保 留 額 ） 内 訳 表

原 価 費 目	金 額	内 訳 及 び 理 由

注：保留額については、別に原価監査官及び契約相手方の意見を付した書類を添付すること。

別紙様式第 6

発簡番号

発簡年月日

(部隊等の長)

殿

(契約担当官等)

原価監査支援依頼書

次の契約の原価監査へ支援を依頼する。

1 調 達 要 求 番 号	
2 契 約 番 号	
3 件 名	
4 契 約 金 額	
5 契 約 相 手 方	
6 契 約 年 月 日	
7 履 行 期 限	
8 契 約 方 法	
9 原 価 監 査 実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
10 そ の 他 (支援を依頼する隊員)	※ 監督官、検査官、契約・原価計算課員

添付書類： 1 契約書（写）（特約条項を含む。）
2 仕様書
3 予定価格調書（写）（算定に用いた見積書等を含む。）

※ 不要な文字は抹消して使用する。

別紙様式第 7

発簡番号

発簡年月日

(契約担当官等)

殿

(部隊等の長)

原価監査（支援）回答書

表記について、了承する。

※1 なお、期間中下記の隊員に支援させる。

記

※1	〇〇造修補給所××部	1等海尉	〇〇	〇〇	(検査官)
	同	△△部	防衛技官	〇〇	〇〇 (監督官)

関連文書：※2

※1 支援する隊員の所属、階級、氏名を記載する。ただし、原価監査依頼書への回答の場合は記載を要しない。

※2 該当する原価監査支援依頼書又は原価監査依頼書の発簡番号、年月日を記載する。

別紙様式第 8

発簡番号

発簡年月日

(依頼先)

殿

(依頼元)

原価監査依頼（変更）書

次の契約の原価監査を依頼する。

1 調 達 要 求 番 号	
2 契 約 番 号	
3 件 名	
4 契 約 金 額	
5 契 約 相 手 方	
6 契 約 年 月 日	
7 履 行 期 限	
8 契 約 方 法	
9 原価監査結果通知期限	
10 そ の 他 ※	

添付書類：1 契約書（写）（特約条項を含む。）

2 仕様書

3 予定価格調書（写）（算定に用いた見積書等を含む。）

※ 依頼の内容を変更する場合は、その他欄に変更内容を記載する。

別紙様式第9

発簡番号

発簡年月日

(依頼元)

殿

(依頼先)

原価監査の疑義に関する協議書

発簡番号第 号（発簡年月日）で依頼を受けた原価監査について、疑義があるので下記のとおり協議する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契 約 番 号
- 3 件 名
- 4 疑 義 の 内 容

別紙様式第 10

発簡番号

発簡年月日

(依頼先)

殿

(依頼元)

原価監査の疑義に関する回答書

発簡番号第 号（発簡年月日）による原価監査の疑義について、下記のとおり回答する。

記

- 1 調達要求番号
- 2 契 約 番 号
- 3 件 名
- 4 疑義に関する回答

別紙様式第 1 1

発簡番号

発簡年月日

(依頼元)

殿

(依頼先)

原価監査結果通知書

次の契約の原価監査を終えたので通知する。

1	契	約	番	号	
2	件			名	
3	契	約	相	手	方
4	そ		の	他	

添付書類：原価監査報告書（関連書類を含む。）